

# EUにおけるPL法改正の概要と日本での影響

一般社団法人 APL-Japan 会長

一般社団法人 PL 研究学会 副会長

渡辺吉明

2024. 10. 20

2026年からのEU域内の国で改定が進みますか、すでに米国でも動きがあるようです。

下記に留意点をまとめます。JETROの公表からさらに具体的に進んでいることが9月19日のPL研究学会での松本 恒雄 客員弁護士 / 一橋大学名誉教授(池田・染谷法律事務所、元国民生活センター理事長)の報告で確認されており当方より経産省に報告しています。

資料が必要な方はお申し出ください。

## 1 製造物の解釈

日本ではハードウェア、食品など加工生産された製品を示しますか元々電気なども対象で、今回から情報、デジタルデータやプログラムなども対象

## 2 被害者と責任主体

- ① 国内ではフランスに倣い民法にこの法律を組み入れたため被害者は法人でもよく、多くの事業者間でのPL訴訟が起きている。今回の改正では被害者を「自然人」に特定した。
- ② 日本では製造者と輸入事業者になっているが海外では小売も責任を負う。一方、Amazonなどの出現で域内（EU内に責任主体がない場合、国内でも倒産、解散などで国内にいない場合には「包装」「保管」「発送」の内、2要件で製品所有権がなくても責任主体になる。これにより流通販売事業者の市場での被害者への責任が担保される。

## 3 時効

現在は販売してから10年であるが修理などで再利用もあり建物やそれらの設備など長期使用されるものも多く30年に延長される。

## 4 修理する権利の対応

元々、多くの国では使用所有者の修理する権利を認めている。日本ではメーカーの販社などが修理を行うことで使用者が修理した場合、保証しないなどにてこの権利を侵害している。さらに修理販売した場合の責任は製造元であったが今後は修理販売したものが責任主体になる。

## 5 被害者の損害請求の容易性

製品が複雑にまた生産過程の複雑さにより被害者が原因を特定することは困難。今後は推論であっても事業が無過失を明確に証明できなければ責任は確定する。

## 6 被害の拡充

これまでは死亡、怪我、疾病、財産物の損害などを被害対象としたが、今後は精神的な被害も対象となる。

JETROの公表文 <https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/12/b81f2a24a2559216.html>